

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

健康保険証新規発行停止

マイナ保険証の 資格確認方法

- 1 マイナンバー保険証資格確認の利用状況
- 2 歯科医院でのマイナ保険証を用いた資格確認
- 3 マイナ保険証利用時に生じる事象・課題への対応
- 4 オンライン資格確認に関するQ&A

税理士法人ネクサス

2024
12
DEC

1 | マイナンバー保険証資格確認の利用状況

現行の健康保険証（被保険者証）は、令和6年12月2日をもって新たに発行されなくなりました。今後は、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）の利用を基本とする仕組みに移行されます。ただし、移行後も所有している健康保険証は、有効期限まで最長1年間使用できます。

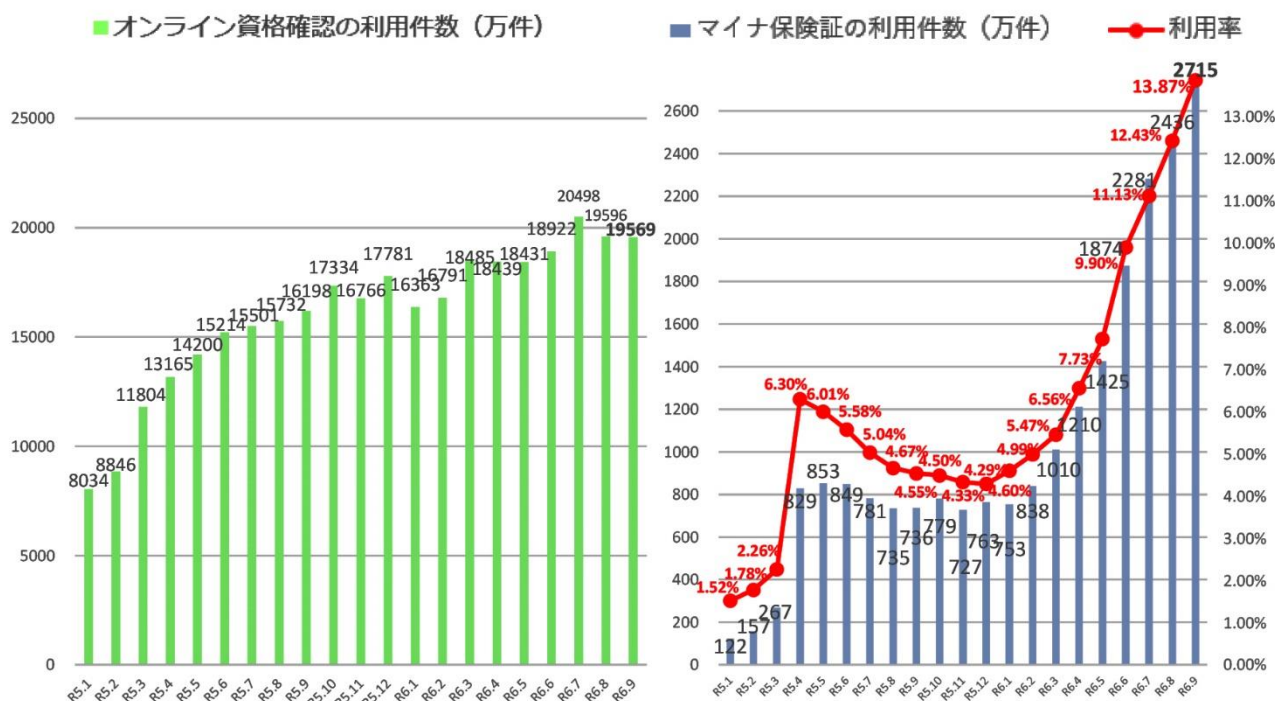
一方、後期高齢者医療保険加入者の有効期限については令和7年7月31日となります。

歯科医院においてもマイナ保険証及び現行の健康保険証等の取り扱いには注意が必要です。患者へ対しての説明も含め、取り扱い方法をしっかりと習得しておく必要があります。

1 | オンライン資格確認の利用状況

マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用状況を調べると、令和6年9月において、医療機関受診者全体に占めるオンライン資格確認の利用件数は19,569万件、マイナ保険証の利用件数は2,715万件（13.87%）です。

■オンライン資格確認の利用状況



※利用率 = マイナ保険証利用件数 / オンライン資格確認利用件数

（厚生労働省：12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について より）

■医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等

【9月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証		特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	12,669,330	3,052,854	9,616,476	病院	786,746	516,519	1,284,119
医科診療所	80,550,382	9,267,062	71,283,320	医科診療所	2,804,091	3,564,150	7,557,646
歯科診療所	13,779,140	2,674,074	11,105,066	歯科診療所	634,123	581,431	562,021
薬局	88,689,767	12,153,822	76,535,945	薬局	3,713,761	3,174,700	6,072,891
総計	195,688,619	27,147,812	168,540,807	総計	7,938,721	7,836,800	15,476,677

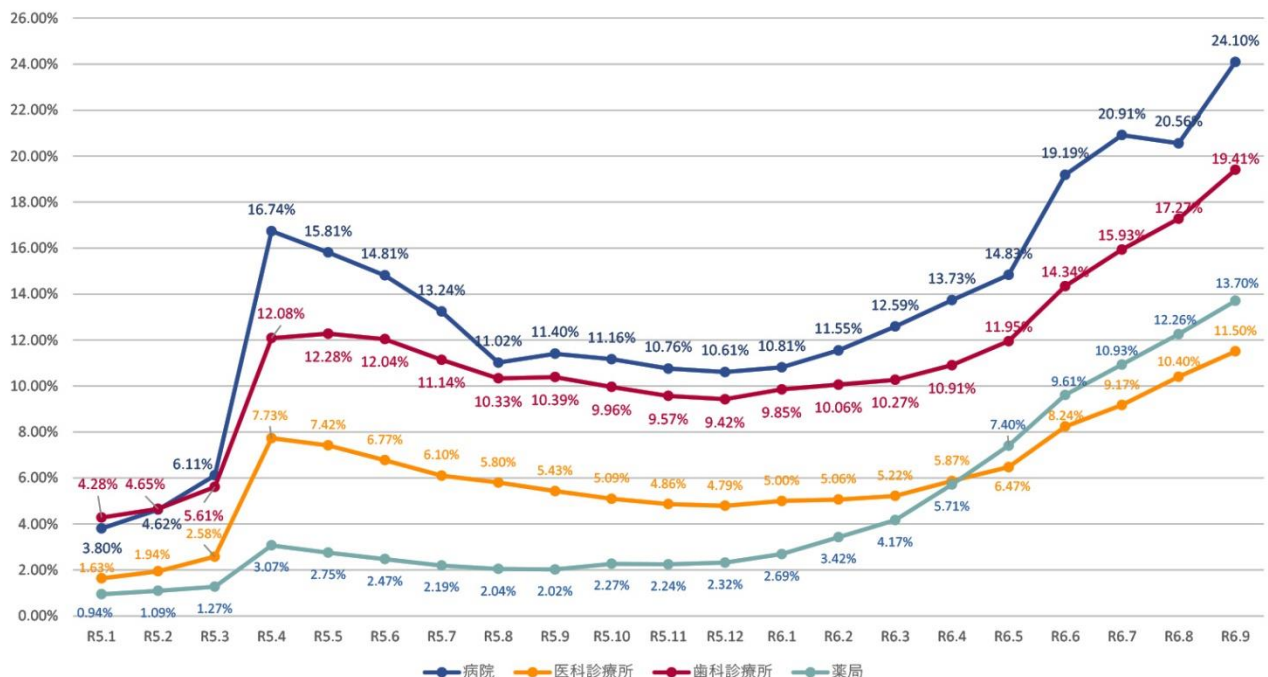
(厚生労働省：12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について より)

2 施設類型別のマイナ保険証利用率の推移

マイナ保険証の利用率は、令和5年1月では病院が3.80%、医科診療所では1.63%、歯科診療所では4.28%、薬局では0.94%でした。

それが令和6年9月には病院が24.10%、医科診療所で11.50%、歯科診療所では19.41%、薬局では13.70%となっています。

■施設類型別のマイナ保険証利用率の推移

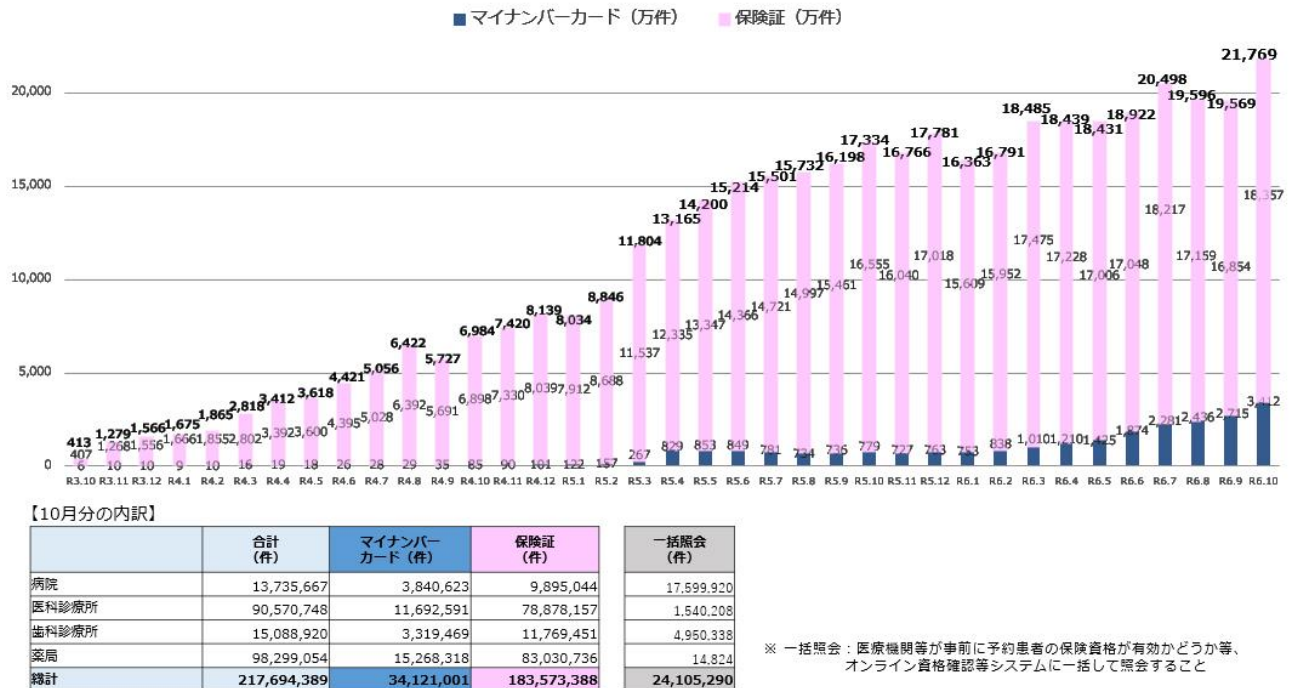


(厚生労働省：12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について より)

3 運用開始施設における資格確認の利用件数

前述のとおり、マイナ保険証の利用率はまだ低い状況です。令和6年10月の利用件数をみても、全体で21,769万件のうち、マイナ保険証は3,412万件と16%弱にとどまっています。

■運用開始施設における資格確認の利用件数



（厚生労働省：オンライン資格確認について より）

4 厚生労働省調査による他の施設の利用状況との比較

令和6年10月27日時点でのオンライン資格確認システムの導入状況は、病院が7,986件、内科診療所が81,984件、歯科診療所が60,725件、薬局が60,182件の合計210,877施設となっています。

社会保険診療報酬支払基金に対するレセプト請求に基づく保険医療機関・薬局数（令和6年8月診療分）は222,375件ですので、約94.83%がオンライン資格確認システムを導入していることになります。

■オンライン資格確認システムの区分別導入状況

施設	導入（運用開始）数
病院	7,986
内科診療所	81,984
歯科診療所	60,725
薬局	60,182
計	210,877

（厚生労働省：オンライン資格確認について より）

2 | 歯科医院でのマイナ保険証を用いた資格確認

令和6年12月2日以降の各医療機関でのマイナンバーカードによる資格確認の方法は、以下の3タイプに分かれます。

- ① 通常のオンライン資格確認：資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み
⇒ 顔認証付きカードリーダー＋マイナンバーカードと顔認証・PIN入力又は目視確認モードで本人確認
- ② 居宅同意取得型：モバイル端末で資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み
⇒ スマートフォン、タブレット等＋マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認（アプリのみ）で本人確認
- ③ 資格確認限定型：モバイル端末等で資格確認のみを行う簡素な仕組み
⇒ スマートフォン、タブレット等＋マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認で本人確認

1 | 各種施設類型におけるマイナンバーカードを用いた資格確認

保険医療機関や薬局、職域診療所、訪問診療、訪問看護、訪問服薬指導、オンライン診療、検診実施期間、助産所等の施設によって、マイナンバーカードを用いた資格確認方法が異なってきます。

■ 各種施設類型におけるマイナンバーカードを用いた資格確認方法

施設類型	オンライン資格確認の分類	マイナンバーカードの読み取り方法（端末）	医療情報の取得・活用
保険医療機関、薬局	①	顔認証付きカードリーダー ※通常とは異なる動線での受付では②（スマートフォン、タブレット等）を任意で導入可	○
職域診療所	①	顔認証付きカードリーダー	○
訪問診療、訪問看護、訪問服薬指導、オンライン診療など ※令和6年12月～ 原則義務化	②	スマートフォン、タブレット等	○
経過措置の対象施設 ※(1)は適用終了 (1)システム整備中 (2)ネットワーク環境事情 (3)訪問診療のみ (4)改築工事中・臨時施設 (5)廃止・休止 (6)その他特に困難な事情	①・②	顔認証付きカードリーダー （訪問診療等の場合）スマートフォン、タブレット等 ※(2)～(6)のそれぞれの期限までに導入	○
	③	スマートフォン、タブレット等 ※対象は(2)・(4)・(6)のみ（任意）	×
健診実施機関	③	スマートフォン、タブレット等	×
助産所			
義務化対象外施設（紙レセプト医療機関・薬局）			
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所 ※令和6年12月～ 原則義務化			

（厚生労働省：マイナ保険証の利用促進等について より）

2 | 医療機関等（歯科診療所）窓口で患者が資格確認を受ける方法

令和6年12月2日以降に医療機関（歯科診療所含む）で患者が資格確認を受ける方法は、上述したマイナ保険証による受診か資格確認書や健康保険証（有効期限の範囲内で最長1年間使用可能）（後期高齢者は有効期限が違います）による受診となります。

■医療機関等での資格確認方法

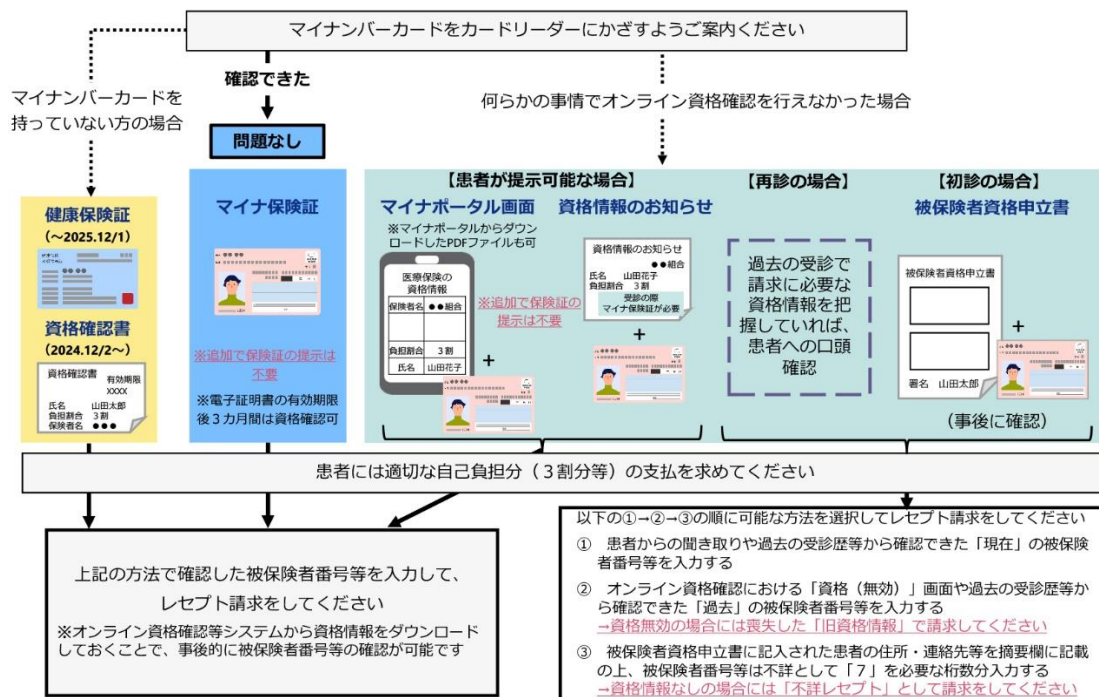
	資格確認方法	備考
①	マイナ保険証 ※顔認証マイナナンバーカード含む	医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面（PDF含む） +マイナナンバーカード	マイナナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ +マイナナンバーカード	マイナナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	資格確認書（・健康保険証）	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

（厚生労働省：12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について より）

3 | 資格確認とレセプト請求

レセプト請求については、健康保険証や資格確認書、マイナ保険証で確認ができる場合は通常通りとなりますが、何らかの事情でオンライン資格確認ができなかった場合は、下記の表に示した手順で自己負担分（3割分等）の支払いを求めることになります。

■資格確認とレセプト請求



（厚生労働省：12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について より）

4 | マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較

令和6年12月2日以降におけるマイナ保険証と資格確認情報のお知らせと、資格確認書では提供される情報が少しずつ異なっています。

また、様式も異なるため、それぞれの受け取り時や返却時にも注意する必要があります。

■ マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書の対比表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証の有無	あり	あり	なし
対象者	マイナナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、右記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付	電子資格確認を受けることができない方（マイナ保険証未保有者、マイナナンバーカード未保有者等） ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象（令和7年7月末までの暫定的な運用）
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付（原則は申請交付）
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認 厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オン資格義務化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、 <u>マイナ保険証と併せて提示することで受診可能</u>	医療機関での資格確認時に窓口に提示 ※医療機関への自身の医療情報の提供不可
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナナンバー	氏名、被保険者番号（負担割合）・保険者名	氏名・生年月日・性別、被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所
様式・素材	カードのみ	A4紙（右下等で切り取り可）	基本はカード型（その他、ハガキ・A4型等）
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険（市町村国保）は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続が必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり

（厚生労働省：マイナナンバーカードの健康保険証利用について より）

5 | 資格確認書の交付対象者

資格確認書は、マイナナンバーカードを取得していない者、マイナナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない者、マイナ保険証の利用登録解除を申請した者、登録解除者、マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている者、令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入した者、転居等により有効な後期高齢者医療保険者証をもっていない者（令和7年7月末までの暫定処置）は、申請によらず交付対象となります。

一方で、マイナナンバーカードでの受診等が困難で配慮が必要な者（高齢者、障がい者）、マイナナンバーカードを紛失・更新中の者については申請による交付となっています。

3 | マイナ保険証利用時に生じる事象・課題への対応

厚生労働省では、12月2日以降において、マイナ保険証の利用時にオンライン資格認証が行えないという事象や、過去において別人との紐付け等の誤りが報じられたことで患者が安心して利用できないこと、高齢者がうまく使えない、暗証番号を失念した等、様々な課題を想定して、解決に向けた対応方法を策定しています。

1 | マイナ保険証の利用時に生じる主な事象への対応

【事象①】 オンライン資格確認において、マイナ保険証で「無効」と表示された、もしくは保険資格の確認ができず10割負担での請求をしなければならないといった場合の対応

■解決に向けた対応策

- 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- オンライン資格未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、
 - ① データ登録までの期間の周知
 - ② 登録が終わったことを通知する仕組みを導入

【事象②】 顔認証付きカードリーダーが起動しない、もしくは、顔認証付きカードリーダーで顔認証ができないといった場合の対応

■解決に向けた対応策

- カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。

【事象③】 電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなる、といった場合の対応

■解決に向けた対応策

- 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効

期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。

- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。

【事象④】 事象①②③のマイナンバーカードでオンライン資格確認が行えない場合の対処

■解決に向けた対応策

- 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行う。
- もしくは
- 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合(3割等)の支払を求めるよう周知。

2 マイナ保険証の利用時に生じる主な課題への対応

【課題①】 過去に別人との紐付誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できないといった場合の対応

■解決に向けた対応策

- 全ての登録済みデータ(1.6億件)について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。

【課題②】 高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できないといった場合の対応

■解決に向けた対応策

- 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年3月を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。

【課題③】顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑するといった場合の対応

■解決に向けた対応策

- 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略、医療情報等の包括同意等、操作画面を改善。

【課題④】資格確認時に表示された情報に「●」が出るといった場合の対応

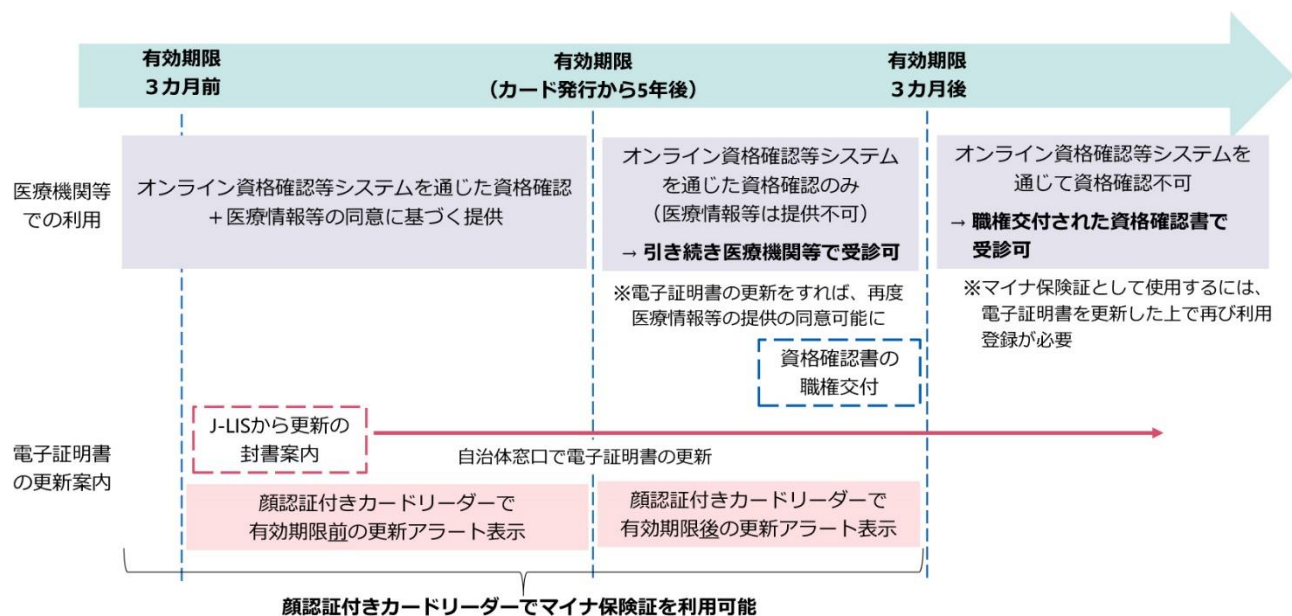
■解決に向けた対応策

- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままだでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

3 | 電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3か月間は引き続きオンライン資格確認は可能であり、保険者の職権で資格確認書の交付を受けることができます。(有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格確認自体は引き続き有効です。)

■電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用



※有効期限3カ月以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面（PDF）か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

（厚生労働省：医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について より）

4 | オンライン資格確認に関するQ&A

厚生労働省ではホームページ上で、今回のオンライン資格確認やマイナ保険証の件に関するQ&Aを掲載しています。以下はその内容の一部です。

1 | オンライン資格確認に関するQ&A

Q1	医療機関では、患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？
A1	医療機関において <u>患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。</u> オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、 <u>マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書</u> を利用します。
Q2	医療機関のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？
A2	オンライン資格確認は、 <u>支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組み</u> です。 支払基金・国保中央会が、医療機関の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。
Q3	患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？
A3	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、 <u>あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要</u> です。 なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、 <u>医療機関の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。</u>
Q4	オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？
A4	<u>資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本</u> です。 また、 <u>レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。</u> 今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

2 | 医療機関に関するQ&A

Q1	「窓口でマイナンバーカードは預からない」とのことですが、障がいのある方などへの介助をする際にも認められないのでしょうか。
A1	患者の方のご希望により、ご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。患者ご本人がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者の方から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q2	患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？
A2	現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。 もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q3	医療機関で患者のマイナンバーカードを拾得した場合はどうすればいいですか。保管義務はかかるのでしょうか？
A3	医療機関内で拾得したマイナンバーカードについては、施設内における拾得物（財布や免許証等を落とした場合）と同様の対応となります。拾得したマイナンバーカードを警察に届け出る、あるいは本人に連絡をして返却するまでの間、一時的に預かることは特定個人情報の収集・保管制限に違反しません。

3 | 資格確認端末に関するQ&A

Q1	推奨しているOSを「Windows LTSC」に限定している理由はなぜですか？
A1	オンライン資格確認等システムの資格確認端末では、 <u>Windows OSのサポート期間が10年間と長いLTSC版を推奨OS</u> としています。 これは、LTSC版は、機能更新は行われず、セキュリティパッチがMicrosoftから10年間提供されるため、医療機関・薬局側に負担をかけずOSのセキュリティ維持を行うことができ、安全にオンライン資格確認等システムと接続いただけるため採用しています。

Q2	Windows10 Pro等のOSを利用することは可能ですか？
A2	Windows10 Pro等、LTSC版以外のOSを選択する場合には、医療機関・薬局にて必要なセキュリティ対策を行い、システムベンダーにてセキュリティパッチや機能更新パッチの適用を適切に実施することをお願いしています。

4 | マイナンバーカードに関するQ&A

Q1	カードうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？
A1	マイナンバーを見られても、 <u>他人はあなたになりすまして手続きをすることはできません。</u> マイナンバーを利用する手続きでは、 <u>顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難</u> です。
Q2	ICチップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのですか？
A2	ICチップ部分には、 <u>税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。</u> 健康保険証として使えるようになって、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

5 | その他のQ&A

Q1	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのですか？
A1	転職等により医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。 事業主から保険者への届出は5日以内とされており、また、今後新たに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにしていますが、現在、新しい保険証がお手元に届くまでに一定の期間を要するのと同様に、データ登録までには一定の期間を要するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されます。 また、オンライン資格確認等システムにおいては、新規データ登録時にシステムチェックを行っています。データ登録時の誤りを防止するために、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、保険者において確認を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。 ※資格情報が「資格（無効）」「資格情報なし」となる場合は、電子処方箋対応施設においても、電子処方箋の交付や、処方箋情報の登録・取得等ができなくなるため、従前どおり紙の処方箋により対応いただくようお願いいたします。

(厚生労働省：オンライン資格確認 QA集 より)

■参考資料

厚生労働省：オンライン資格確認 QA集

12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について

オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

マイナ保険証の利用促進等について

マイナンバーカードの健康保険証利用について